

京都市交通局管理規程第3号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年7月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例規程の一部を次のように改正する。

第11条の5第4項中「又は株式会社ヤサカバス」を「，株式会社ヤサカバス又は財団法人きょうと京北ふるさと公社」に改める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)